

夢を実現する第一歩のために

2018年12月号

ミツヒロニュース



師走を迎えた。今年一年を振り返ると地震、豪雨、台風などによる災害が多発し、大自然の猛威が吹き荒れる年でした。自然災害への備えをシッカリと準備することで安心に繋がると思います。今はネット社会の時代なので、様々な情報が入手できます。ぜひ迅速に行動を起こして頂ければと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇「配偶者控除と配偶者特別控除」～年収いくらまでなら控除が可能？～
- ◇来春より始まる年次有給休暇5日の取得義務への対応
- ◇消費税軽減税率導入まであと1年！
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
師走を迎え



『配偶者控除と配偶者特別控除』

～年収いくらまでなら控除が可能？～

年末を迎えるこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除の改正内容や控除額について、確認をしておきましょう。

○対象となる配偶者とは○

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で以下の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。

◎対象となる「配偶者」の条件

- ・婚姻届が提出されている配偶者であること（つまり、内縁関係者は対象外です）
- ・納税者と生計が一緒であること（一緒に暮らしているかどうかは関係ありません）
- ・青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

○所得税の配偶者控除等の改正○

(1) 配偶者控除

今年（平成30年）から、適用できる納税者が限定されることとなりました。具体的には、配偶者特別控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。また控除額は一律ではなく、納税者本人の合計所得金額に応じて異なります。

(2) 配偶者特別控除

控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大されています。また、配偶者の合計所得金額だけでなく、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額によっても、控除額が異なることとなりました。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp



ポイント

共通点 :

納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると、段階に応じて控除額が遞減

配偶者控除 :

納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみ=年収1,220万円)を超える場合は、適用不可

配偶者特別控除 :

対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が123万円以下(給与収入のみ=年収201.6万円未満)に拡大

そのためいずれの控除についても、

■納税者本人の合計所得金額 ■配偶者の合計所得金額

がそれぞれいくらなのかに注意を払い、これらの金額を基に控除額を導き出すことになります。いくらになるのかは、下記の表でご確認ください。

○住民税の配偶者控除等の改正○

住民税においても、所得税と同様に見直しが行われています。こちらは平成30年分の所得から計算した、平成31年度分の住民税から反映されます。改正後の仕組みは所得税とほぼ同様ですが、控除額の最高は33万円(配偶者の年齢が70歳以上の場合は38万円)で、所得税とは最高額が異なります。

〈配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額(所得税)〉

配偶者		納税者		
参考:給与のみの場合の年収	合計所得金額	参考:給与のみの場合の年収		
		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下
		合計所得金額		
103.0万円以下	900万円	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円以下
	38万円以下	38万円	26万円	13万円
103.0万円以下	70歳以上※	48万円	32万円	16万円
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
150.0万円超 155.0万円以下	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
155.0万円超 160.0万円以下	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
160.0万円超 166.8万円以下	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
166.8万円以上 175.2万円未満	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
175.2万円以上 183.2万円未満	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
183.2万円以上 190.4万円未満	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
190.4万円以上 197.2万円未満	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
197.2万円以上 201.6万円未満	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
201.6万円以上	123万円超	-	-	-

(※) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合をいいます。

配偶者控除

配偶者特別控除

上表のとおり、配偶者の収入が給与のみの場合、年収が103万円を超えると配偶者控除は適用できません。ただし、配偶者の年齢が70歳未満であれば、年収150万円までは配偶者控除と同額を配偶者特別控除として控除できます。つまり、最高額38万円の控除を受けることができる配偶者の年収が150万円に引き上げられたことになります。

一方、納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には、控除額が従来よりも減少するケースがあります。いずれにしろ、両者の合計所得金額を用いて、控除額を求めるようにしましょう。

来春より始まる年次有給休暇5日の取得義務への対応

2019年4月より段階的に施行される改正労働基準法ですが、その中でも最初に対応しなければならないのが、年次有給休暇の取得義務です。9月には、実務に影響する省令が公布、通達も発出され、具体的に求められる対応が明らかになっています。

◎会社が取得日を指定する有給休暇

労働基準法では、原則として、入社日から6ヶ月勤務した従業員に10日の年次有給休暇が付与され、その後は、勤続年数に応じた日数が付与されることになっています。

この年次有給休暇は、従業員が取得する日を申し出て、取得することが原則です。しかし、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調であることを踏まえ、2019年4月から、年次有給休暇が10日以上付与される従業員に対して、この付与された年次有給休暇のうち5日は会社が取得する日を指定して、付与した日（基準日）から1年以内に取得させることが求められることとなりました。

ただし、従業員が自ら取得したものや労使協定による計画的付与で取得したもののは、会社が指定する5日から除いて考えることができます。

◎取得日指定のポイント

取得する日の指定は、会社側が勝手に行うのではなく、まずは従業員に取得する日の意見を聴き、その意見を尊重した上で取得日を指定することが求められています（努力義務）。通達では、その方法として、従業員の意見を聴いた上で、年次有給休暇取得計画表を作成し、この計画表に基づいて実際に取得させることなどが考えられるとしています。



◎作成が必要な年次有給休暇管理簿

現状、労務管理を行う上で作成が求められる主な書類としては、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿があります。年次有給休暇の取得義務化が始まることで、今後はこれらに加え、年次有給休暇を取得した時季、日数および基準日を従業員ごとに記載した「年次有給休暇管理簿」を作成することが義務付けられます。

この「年次有給休暇管理簿」は、労働者名簿または賃金台帳とあわせて作成することが、認められています。

また、作成後は他の書類と同様に、3年間の保存義務があることにも注意しましょう。

既に年次有給休暇の取得率が高い会社にとっては、年5日の年次有給休暇の取得ができるいない従業員に対して取得を勧めることで、取得義務の対応ができるかもしれません。一方、取得率の低い会社では計画的付与の導入も含め、より組織的な対応を進めることが必要となります。

なお、全社員共通の基準日を設定しているなど、労働基準法の定めよりも前に年次有給休暇を付与する制度を導入しているケースでは、導入している制度により、複雑な対応を求められることがあります。その場合には、労働基準監督署などにご相談ください。

消費税軽減税率導入まであと1年！

◆消費税軽減税率制度の概要

2019年（平成31年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率（8%）の対象となるのは、次の2品目です。

- ・飲食料品…飲食料品（酒類を除く）
※外食やケータリング等を除く。
- ・新聞…週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

◆区分記載請求書等保存方式が始まる

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が8%と10%の複数税率になりますので、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は税率ごとの区分経理が必要です。また、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存も要件となります。

◆適格請求書等保存方式（インボイス方式）

2023年10月1日以降、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス方式」が導入されます。適格請求書（インボイス）は、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者でなければ交付できませんので、適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日以降、登録申請書を税務署に提出しておかなければなりません。免税事業者は、課税事業者となることを選択し、登録申請書を提出すれば適格請求書発行事業者となることができます。

◆レジの導入はお早めに

複数税率対応レジを導入することで、区分記載請求書等の発行が簡単にできるようになりますし、今なら軽減税率対策補助金が1台当たり最高で20万円受けられます（※資本金額など一定の条件があります）。



軽減税率対策補助金は今年8月現在で約7万以上の事業者に交付されたとのことです。メーカーによっては人気商品が欠品となっていて、納品までに時間がかかるケースも見受けられるようになってきました。軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限は2019年9月30日まで延長されていますが、補助金に限りもありますので、早目の対応をおすすめします。

参考文献： ■My komon ■ゆりかご俱楽部

年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を下記の通りとさせて頂きます。
ご了承の程、よろしくお願ひ致します。

休業期間：12月29日(土)～1月6日(日)

尚、7日(月)より平常通り業務を行います。

あとがき

今年も残すところ僅かとなりました。この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。また、弊社主催セミナーに多数のご参加を頂きましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。本紙、そしてセミナーでの情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報をお届けする所存ですので、今後とも宜しくお願い致します。

新しく迎える年が、皆様にとって、より素晴らしい年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。（総合企画部 下田みき）



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

